

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を 改正する法律の概要 <中小企業需要創生法>

平成27年7月
経済産業省

1. 法律の趣旨

経済の好循環を全国に波及させるため、創業間もない中小企業の官公需の受注促進と、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓により地域の需要創生を実現するべく、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）」の3法を改正する。

2. 法律の主な概要

(1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

中小企業の官公需の受注機会の拡大を図る本法律を改正し、創業間もない中小企業者の受注機会の拡大を図るべく、次の措置を講ずる。

①新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）への配慮

契約の実績が無く受注機会が限られている、創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨を法定する。

②国の契約方針（基本方針）の策定

新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るため、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んだ、「国の基本方針」を策定する。

③各省各庁等（公庫・独立行政法人等を含む）の契約方針の策定

各省各庁等がそれぞれの実態に応じて、基本方針に即した新規中小企業者等との契約に関する「契約の方針」を策定する。

④契約実績の概要の公表

経済産業大臣は、各省各庁等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を公表する。

⑤独立行政法人中小基盤整備機構による協力業務

独立行政法人中小基盤整備機構（以下「中小機構」。）は、各省各庁等の依頼に応じて、受注の機会に必要な情報提供等の協力業務を行う。

(2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

都道府県が指定する「地域産業資源」を活用した中小企業の事業活動を国が認定し、支援する本法律を改正し、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓の取組を促進することで地域経済の活性化を図ることを目的に、次の措置を講ずる。

①市区町村の関与

市区町村が、以下のような積極的な関与を行うことを法定する。

- ・ 都道府県が指定した地域産業資源の内容に意見を申し出る。
- ・ 中小機構から地域産業資源活用事業者等に対する貸付資金の供給を受ける。
- ・ 中小企業による地域産業資源活用事業等を促進するため、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な施策を策定・実施するよう努める。

②地域産業資源活用支援事業計画の創設及びその特例措置

一般社団法人等が、地域産業資源を活用した商品等の需要の動向に関する情報の提供等を行う地域産業資源活用事業を支援するための計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。当該認定を受けた場合、当該計画に基づく事業に関し、中小企業信用保険法や食品流通構造改善促進法の特例措置を講ずる。

③地域産業資源活用事業の拡充等

「地域産業資源活用事業」の対象に、地域産業資源である農林水産物の生産活動の体験や産業観光等に係る事業を追加する。また、地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合、その協力の内容等を地域産業資源活用事業計画に記載することができる。

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

①市町村への協力

中小企業の事業活動を支援する市町村に対して必要な協力を行う。

②検査権限の委任

中小機構への立入検査の権限の一部を金融庁に委任することができる。

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、中小機構法に基づく立入検査の権限委任の規定については、平成27年10月1日。